

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html

執行機関名 新宿区教育委員会

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの 【新宿区立幼稚園条例(平成18年10月13日条例第59号)第7条の規定による入園料の算定に関する事務及び第9条の規定による入園料の減免に関する事務】
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月14日条例第47号)第3条別表教育委員会の項 就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	新宿区立幼稚園条例(平成18年10月13日条例第59号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが <u>健やかに成長することができる社会の実現に寄与</u> することを目的とする。	第一条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、新宿区立幼稚園を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		新宿区立幼稚園条例(平成18年10月13日条例第59号) 新宿区立幼稚園条例施行規則(平成19年3月2日教育委員会規則第2号)